

専決処理報告 第 4 号

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程 の一部を改正する訓令の専決処理報告

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令（別紙）について、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令の概要

1 改正の目的

この訓令は、職の設置に伴う代決規定の整備、技能職の廃止に伴う高知県訓令（技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程）の準用の廃止等、所要の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 職の設置に伴う代決権等の規定の整備
- (2) 技能職の廃止に伴う高知県訓令（技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程）の準用の廃止
- (3) 文言の整理

3 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日

教 育 委 員 会 訓 令

高知県教育委員会訓令第7号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

**高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を
改正する訓令**

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「委員会、」を削り、同条第14号中「（課長補佐を置かない課にあっては、当該課の任用等級が3等級の者のうち課長が指名する者）」を削り、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号を同条第16号とし、同条第14号の次に次の1号を加える。

(15) 課長補佐等 課長補佐及び専門企画員をいう。

第3条第2項を次のように改める。

2 委員会の議決を要する事務は、教育長を経て付議しなければならない。

第4条中「課長、課長補佐」を「子育て・親育ち推進監、課長、課長補佐等」に改める。

第5条の表本局の課長の項中

「

課長補佐		
------	--	--

」

を

「

課長補佐等 （専門企画員にあっては、担当する事務に限る。）		
----------------------------------	--	--

」

に改め、同表事務所の中部教育事務所長の項を次のように改める。

中部教育事務所長	企画監（担当する事務に限る。）	次長	チーフ（総務担当）
----------	-----------------	----	-----------

	次長	チーフ（総務担当）	所長があらかじめ指定した職員
--	----	-----------	----------------

第5条の表事務所の青少年センター所長の項中「所長があらかじめ指定した職員」を「事業課長」に改める。

第25条を次のように改める。

（高知県訓令の準用）

第25条 事務局及び教育機関の職員の勤務時間等については職員の勤務時間等に関する規程（昭和34年9月高知県訓令第27号）、自動車の運転等については高知県自動車の運転及び管理規程（昭和36年12月高知県訓令第33号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

新 旧 対

新

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程(抜粋)

第1章 総則

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 委任を受けた者、専決することができる者その他法令に基づき権限を有する者が、その権限に属する事務の処理について、最終的にその意思を決定することをいう。

(2)～(13) 略

(14) 課長補佐 課の課長補佐をいう。

(15) 課長補佐等 課の課長補佐及び専門企画員をいう。

(16) 略

(17) 略

(事務処理の要領)

第3条 略

2 委員会の議決を要する事務は、教育長を経て付議しなければならない。

照 表

旧

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程(抜粋)

第1章 総則

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 委員会、委任を受けた者、専決することができる者その他法令に基づき権限を有する者が、その権限に属する事務の処理について、最終的にその意思を決定することをいう。

(2)～(13) 略

(14) 課長補佐 課の課長補佐 (課長補佐を置かない課にあつては、当該課の任用等級が3等級の者のうち課長が指名する者)をいう。

(15) 略

(16) 略

(事務処理の要領)

第3条 略

2 委員会の決裁を要する事務は、教育長及び教育次長を経由しなければならない。

第2章 事務の専決及び代決

(専決事項)

第4条 教育次長、子育て・親育ち推進監、課長、課長補佐等、事務所の長及び教育機関の長の専決については、別に定める。

(代決)

第5条 決裁等を受ける場合において、次の表の左欄に掲げる決裁権者等が不在のときは、同表の右欄に掲げる職にある者が、それぞれの順位により代決することができる。この場合において、教育次長が2人以上いるときは、教育長が定めた順序又は方法による。

決裁権者		代決権者		
		第1順位	第2順位	第3順位
本局	略	略	略	
	課長	教育企画監、企画監及び副参事(担当する事務に限る。)	課長補佐等(専門企画員にあつては、担当する事務に限る。)	
課長補佐				
事務所	東部教育事務所長	チーフ(総務担当)	所長があらかじめ指定した職員	

第2章 事務の専決及び代決

(専決事項)

第4条 教育次長、課長、課長補佐、事務所の長及び教育機関の長の専決については、別に定める。

(代決)

第5条 決裁等を受ける場合において、次の表の左欄に掲げる決裁権者等が不在のときは、同表の右欄に掲げる職にある者が、それぞれの順位により代決することができる。この場合において、教育次長が2人以上いるときは、教育長が定めた順序又は方法による。

決裁権者		代決権者		
		第1順位	第2順位	第3順位
本局	略	略	略	
	課長	教育企画監、企画監及び副参事(担当する事務に限る。)	課長補佐	
課長補佐				
事務所	東部教育事務所長	チーフ(総務担当)	所長があらかじめ指定した職員	

	中部教育事務所長	企画監(担当する事務に限る。)	次長	チーフ(総務担当)
		次長	チーフ(総務担当)	所長があらかじめ指定した職員
	西部教育事務所長	チーフ(総務担当)	所長があらかじめ指定した職員	
	青少年センター所長	次長	事業課長	
教育機関	略	略	略	

(その他の取扱い)

第13条 この章に定めるもののほか、公文書等及び電子的公文書の取扱いについては、高知県公文書規程の例によるものとする。

第5章 雑則

(高知県訓令の準用)

第25条 事務局及び教育機関の職員の勤務時間等については、職員の勤務時間等に関する規程(昭和34年9月高知県訓令第27号)、自動車の運転等については、高知県自動車の運転及び管理規程(昭和36年12月高知県訓令第33号)の規定の例による。

	中部教育事務所長	次長	チーフ(総務担当)	所長があらかじめ指定した職員
	西部教育事務所長	チーフ(総務担当)	所長があらかじめ指定した職員	
	青少年センター所長	次長	所長があらかじめ指定した職員	
教育機関	略	略	略	

(その他の取扱い)

第13条 この章に定めるもののほか、公文書等及び電子的公文書の取扱いについては、高知県公文書規程の例によるものとする。

第5章 雑則

(準用)

第25条 次に掲げる高知県訓令は、事務局及び教育機関の職員について準用する。

- (1) 職員の勤務時間等に関する規程(昭和34年9月高知県訓令第27号)
- (2) 技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(昭和29年12月高知県訓令第51号)
- (3) 高知県自動車の運転及び管理規程(昭和36年12月高知県訓令第33号)